

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

1. 改正の趣旨

- 求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図るため、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「法」という。）第18条第1号に掲げる給付金として、所得税の額が一定額を超えない者に対し、就職促進手当を支給している。同手当は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号。以下「労推則」という。）第1条の4の規定に基づき、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者等に所得があるときは、厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者等の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第72条から第82条まで、第83条の2、第92条、第93条及び第95条の規定を適用しないものとする。）が、厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者であること等を支給の対象要件としている。
- 今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号。以下「改正法」という。）の規定による所得税法の一部改正により、同法における税額控除に特定親族特別控除（第84条の2）が加わったことを踏まえ、就職促進手当に係る所得税の額の計算について所要の改正を行う。

※ 特定親族特別控除とは、居住者が特定親族（居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く。）で合計所得金額が58万円超123万円以下の人）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高63万円を控除する制度。

2. 改正の概要

- 労推則第1条の4第1項第7号イ（4）に規定する、就職促進手当の対象要件に係る所得税の額の計算に関し、改正法による改正後の所得税法第84条の2に規定する特定親族特別控除を適用しない（特定親族特別控除に相当する額については、所得税の額から控除しない。）ものとする。

3. 根拠法令

- 法第18条及び第19条

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月下旬（予定）
- 施行期日：令和7年12月1日

※ 改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日と同日。